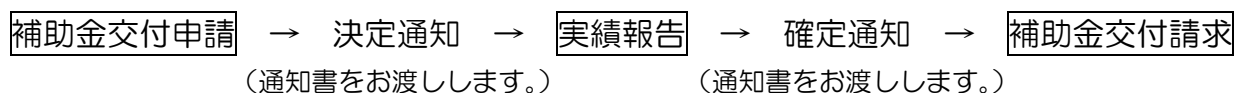


補助金申請に関する留意点について

○補助金申請の流れは、以下のとおりとなります。



○交付申請に関する留意事項を確認のうえで、提出をお願いします。

【補助金交付申請】

- 活動を実施する、または資機材を購入する2週間前までを目途に申請をする。
- 物品の購入には、原則見積書が必要。
- 申請書の住所は、代表者の住所を記入する。(公民館等の住所を記載されているケースが見受けられます。)

【実績報告】

- 実績報告には、写真(購入した資機材や活動の様子が分かるもの)を添付する。
- 資機材には記名をし、記名をしたことが分かる(「〇〇自主防災組織」など)写真を添付する。(危機管理防災課で記名シールを準備します。)
- 資機材を複数購入した場合(例:リヤカーを2台など)は、それぞれの写真を添付する。
- 購入した物品や謝金の宛名などの領収書は、自主防災組織の正式名称でもらう。(自治会名や〇〇協議会などの宛名は不可とします。)
- 補助金は、原則自主防災組織の通帳に振り込みますが、自主防災組織名義の通帳などを持たない団体は、その他の書類(振込口座申出書や委任状)の添付が必要になるため、危機管理防災課へ相談する。
- 振込先の通帳は、できる限りコピーを添付する。(フリガナの誤りなどがあれば、振り込みができないことがあるため。)

○補助金に関しての手続きは、各支所でも取り扱います。